

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会

事務局長 山本 健二

政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

さて、フード連合は、3月9日(木)に、U Aゼンセンと連携して①「公正な取引慣行の実現に向けて」公正取引委員会(中島事務総長)、中小企業庁(宮本長官)に対して、そして、②「食の安全・安心に向けて」消費者庁(野田課長)に対して要請を行ないました。

フード連合からは松谷会長以下2名、U Aゼンセンからは下副会長以下4名の8名が同行しました。政策情報 No. 3 ではその内容についてお知らせ致します。

フード連合／政策情報 No.3

- ①「公正な取引慣行の実現に向けて」
(公正取引委員会・中小企業庁)
- ②「食の安全・安心に向けて」
(消費者庁)
- 要請書を提出しました!**



中島公正取引委員会事務総長に要請書を
手交する松谷会長

公正取引委員会では、冒頭松谷会長から、中島事務総長に対して、公正な取引慣行の実現に向けて法的な整備は進められているものの、地方や個人レベルでは高額な押し付け販売があるなど、依然として不公正な取引が行なわれていることから、特段のご配慮をお願いするとともに、別添の「要請書」を手交しました。そして、栗田政策局長から昨年実施した「取引慣行に関する実態調査」(2016年8月～9月)の結果、および「食の価値連鎖」に関する情宣用リーフレットについて、報告しました。

報告後、中島事務総長から「毎年個別事例集計をいただき感謝する。優越的地位の濫用行為に対しては厳正な法執行を通じて改善に向けて迅速に努力する。」など、心強いコメントを頂きました。

中小企業庁では、宮本長官に公正取引委員会への要請と同様に、松谷会長の挨拶の後「要請書」を手交し、栗田政策局長から上記の調査結果について報告しました。

報告後、宮本長官からは、「サプライチェーン全体のなかで公正な取引慣行の文化を浸透させることが重要であり、ガイドラインや行動計画の周知を徹底する。引き続き公正取引委員会と連携して取引の改善に向けて取り組む。」などのお話を頂き、その後相互に意見交換を行いました。



要請書の手交後に行われた意見交換の様子(中小企業庁にて)



要請書の内容説明の様子（消費者庁にて）

消費者庁では、野田課長に対して、公正な取引慣行の実現によって、消費者・生活者の「食の安全・安心」につなげていくことや、過度に価格のみを求めることは国民全体の利益につながらないことについて理解を深める取り組みを要請しました（別添の「要請書」参照）。そして、栗田政策局長から上記の調査結果について報告しました。

野田課長からは、「『食』は国民の切実な関心事項である。『食の安全・安心』に向けてリスクコミュニケーションの取り組みなど各省庁と連携して取り組んでいる。また、『食』の適正な価格の実現については、消費者教育を推進していく。」とのコメントを頂きました。

今回の要請では、これまで取り組んできた不公正な取引慣行の実態の周知や是正要請等の取り組みに加え、食品の本来あるべき「商品価値」・「付加価値」に見合う「販売価格」となっているかについて問題提起することもでき、有意義な要請行動となりました。

今後フード連合は、UAゼンセンと連携して「公正な取引慣行の実現」に向けて「取引慣行に関する実態調査」について、具体的な事例を挙げるなど詳細について改めて公正取引委員会・中小企業庁に対して要請し、また、流通関係の業界団体等に対しても報告し意見交換をしていきます。

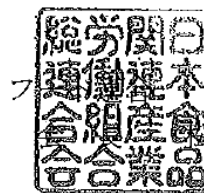
以 上

【公正取引委員会、中小企業庁に対する要請内容】

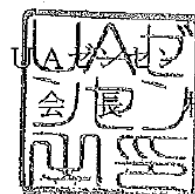
2017年3月9日

公正取引委員会

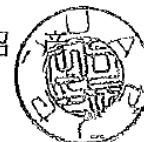
委員長 杉本 和行 様



谷 和



浦 昭



公正な取引慣行の実現に向けた要請

貴職におかれましては、生活者の利益確保に向けた日々のご尽力に敬意を表します。

さて、食品関連の労働者を組織するフード連合とU.A.ゼンセンは、2003年から連携して公正な取引慣行の実現に向けた取り組みを行ってきました。その間、大規模小売業告示（2005年11月1日）の施行、改正独占禁止法（2010年1月1日、課徴金の罰則強化など）の施行により、法的な整備は進められてきています。しかしながら、私たちが共同で実施した「取引慣行アンケート」によると、依然として不公正な取引が行われている実態が浮き彫りになっています。

貴職におかれましては、国民生活を支える流通小売業と食品関連産業の健全な発展と公正な取引慣行の実現に向けてさらに改善が図られるよう、下記項目への特段の配慮をいただきますよう要請いたします。

記

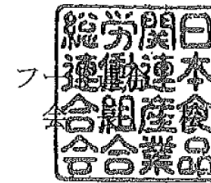
1. 不当な労務提供、押し付け販売、不当な返品、協賛金など、「取引慣行アンケート」で明らかになった優越的地位の濫用行為の事例をふまえ、小売業者などに対して適正な改善を図るよう指導するとともに、法令遵守の徹底を図る。
2. 優越的地位の濫用等の行為に対する告発納入業者および告発者の保護の徹底を図る。
また、告発者に対する報復行為等が行われないように、その周知・指導・監視の強化を行う。
3. 「大規模小売業告示」について、小売業者はもとより納入業者にも現場段階での周知の徹底と指導強化を図る。

以上

【消費者庁に対する要請内容】

2017年3月9日

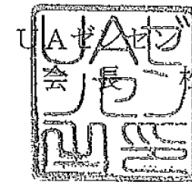
消費者庁
長官 岡村 和美 様



フ

食

谷 和



U

A

浦 昭



食の安全・安心に向けた取り組みについて

貴職におかれましては、消費者・生活者の視点に立ち国民全体の利益確保に向けた日々のご尽力に敬意を表します。

標記取り組みにおいて、私たち国民は全て消費者の立場にあり、“食”は命を支える一番大切なものであると考えています。私たちが消費者・生活者のみなさんに“食”をお届けするにあたり、安全で安心な“食”を、食品本来のあるべき「商品価値」に見合う「価格」で提供できる社会が、消費者・生活者の“食の安全・安心”につながると考え、様々な取り組みを推進しています。

その取り組みの中で、食品関連の労働者を組織するフード連合とU-Aゼンセンは、2003年から連携して公正な取引の実現に向けた取り組みを行ってきました。その間、大規模小売業告示（2005年11月1日）の施行、改正独占禁止法（2010年1月1日、課徴金の罰則強化など）の施行により、法的な整備は進められてきています。しかしながら、私たちが共同で実施している「取引慣行アンケート」結果によると、依然として不公正な取引が行われている実態が浮き彫りになっています。消費者・生活者に対する“食の安全・安心”への理解促進に向けて、安全で安心な“食”の提供において、過度に（低）価格だけを求めることは決して国民全体の利益には結びつかないと考えます。

貴職におかれましては、“食”の持つ文化や価値を適正な価格で消費者のみなさんにお届けするために、国民生活を支える流通小売業と食品関連産業の健全な発展と公正な取引の実現が、“食の安全・安心”の一端を担う取り組みであることにご理解を頂きますよう、下記項目への特段の配慮を要請いたします。

記

1. 安全で安心な“食”を提供することにおいて、過度に価格だけを求めることは決して国民全体の利益には結びつかず、国民生活を支える流通小売業と食品関連産業の健全な発展と公正な取引の実現が、消費者・生活者の“食の安全・安心”につながることを、消費者・生活者に対する理解を深める取り組みを行うことを求める。
2. 押し付け販売、不当な返品、協賛金など、「取引慣行アンケート」で明らかになった優越的地位の濫用行為の事例は、消費者・生活者の利益につながらないことを示すものであり、国民的立場から小売業者などに対し適正な取引を推進するよう取り組む。

以上

